

特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて

1. これまでの状況

建設業法改正（令和2年10月1日施行）により請負金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の工事について、監理技術者補佐を専任で置いた場合に監理技術者は2つの工事まで兼務が可能とされている。

※監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行）を有する者又は一級施工管理技士等若しくは監理技術者の資格を有する者。

2. 改正内容

建設業法施行令の一部が改正され、令和5年1月1日より監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額要件が引き上げられることになった。

- ① 下請契約の請負代金額の合計が 4,500万円（建築一式工事の場合は 7,000万円）以上となる場合には監理技術者を置かなければならない。
- ② 請負金額が 4,000万円（建築一式工事の場合は 8,000万円）以上の場合には配置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。

3. 特例監理技術者の配置（監理技術者の兼務）が可能な工事件数、対象工事及び業種

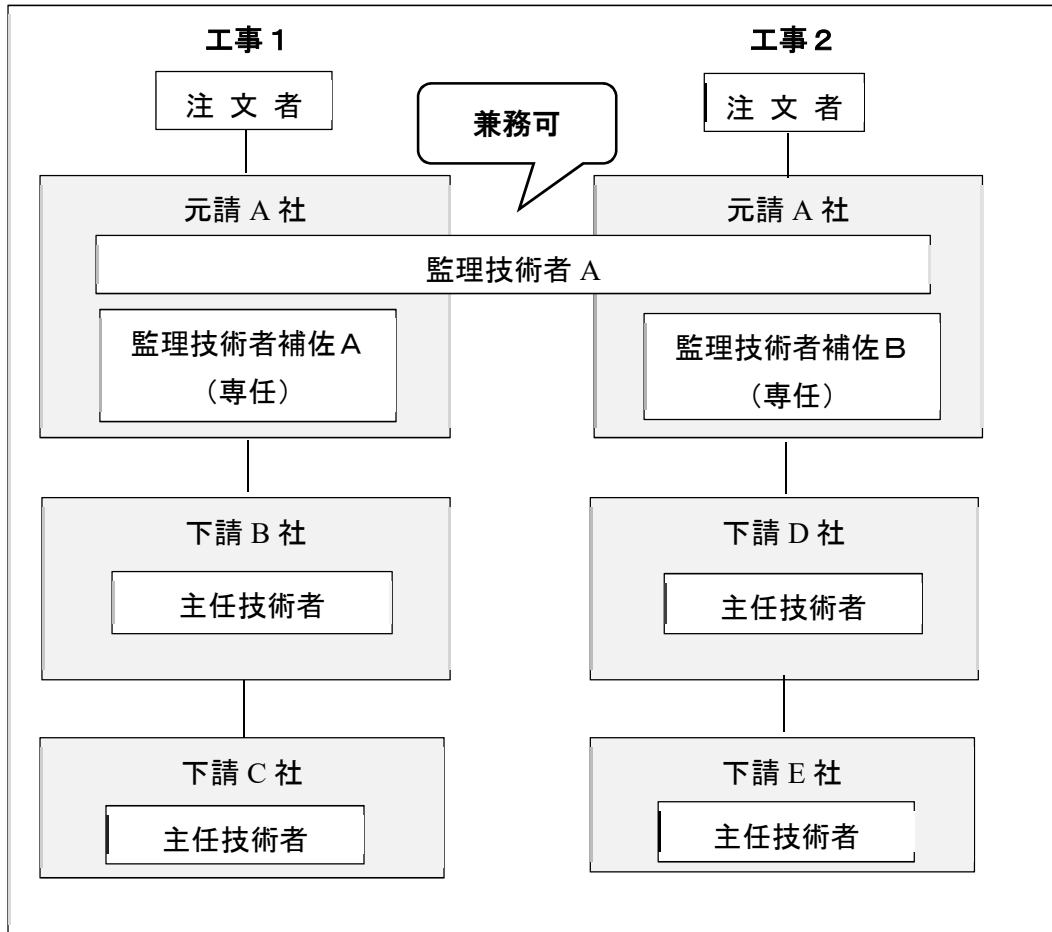
（監理技術者の配置が必要となる工事とは）

下請契約の請負代金額の合計が 4,500万円（建築一式工事の場合は 7,000万円）以上となる工事

- ① 工事件数（建設業法第26条第4項）
2件まで
- ② 対象工事
監理技術者を専任で配置することが必要となる工事において、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者を専任で配置する工事
- ③ 対象業種
全業種が対象

【イメージ】

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（2現場まで）
- ・ 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とする。



(参考：監理技術者補佐となるために必要な資格、建設業法施行令第28条)

- ① 主任技術者の資格を有する者（法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一般の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工監理技士補）
- ② 一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

4. 本組合における取扱い

本組合における取扱いについては、以下のとおりとする。

なお、高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めないことができる。

① 工事施工場所

本組合構成市町内（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）で施工される工事

② 発注規模

設計金額（税込み）が1億5,000万円未満の工事

③ その他

ア) 低入札価格調査工事の取扱い

対象工事としない。

イ) 他発注機関が発注する公共工事との取扱い

国又は県及び本組合の構成市町が発注する工事との兼務については、各発注者が兼務について承認しなければならない。

5. 特例監理技術者・監理技術者補佐・現場代理人の兼務について

【特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置が想定されるケース】

工 事	特例監理技術者	監理技術者補佐	現場代理人
① 工 事 (既契約)	兼 務 A	B	B or D
② 工 事 (新 規)	A	C	C or E

(1) 監理技術者補佐について

【ア. 監理技術者補佐となるためには】

・主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

【イ. 監理技術者補佐の配置について】

- ・ 監理技術者補佐は工事現場ごとに専任で配置しなければならず、特例監理技術者 A 以外の B、C を①、②工事に各々配置しなければならない（B 又は C が①、②工事両方の監理技術者補佐となることはできない）。

(2) 現場代理人について

【ア. 現場代理人となるためには】

- ・ 現場代理人となるために必要な資格等はない。

【イ. 現場代理人の配置について】

- ・ 現場代理人は常駐義務があるため、特例監理技術者として①、②工事を兼務する A は現場代理人にはなれない。
- ・ 一方、監理技術者補佐は現場ごとに専任であるため、常駐義務を果たすことができるため、監理技術者補佐 B、C はそれぞれ①、②工事の現場代理人になることができる。
- ・ なお、①、②工事ともに監理技術者補佐 B、C 以外の第三者 D、E も現場代理人となることができる。

6. 入札公告、指名競争入札通知書、特記仕様書への記載について

特例監理技術者の配置を認める、又は認めない工事であることの明示を入札公告、指名競争入札通知書等に記載する。

7. 適用

令和 5 年 4 月 17 日以降の入札契約手続き中、若しくは稼働中の工事及び 4 月 17 日以降に行われる公告等から適用する。